

フランスにおける強制実施権制度の概要

1. 強制実施権が認められる要件

(1) 概要

- ・フランス知的財産権法では、司法機関による強制実施権の付与と行政機関の職権による実施権（裁定実施権）の付与が規定されている。

(2) 司法機関による強制実施権の付与

不実施の場合

- ・(i) 特許の付与から 3 年の期間を経過したとき、(ii) 出願の提出日から 4 年の期間を経過した場合、以下に該当することを条件に強制実施権を付与することができる。
 - (a) EC 加盟国領土又は欧州経済地域における協定の他の締結国において、当該特許が関連する発明の実施を開始していない場合又はその実施のための効果的かつ真剣な準備を開始していない場合。
 - (b) 特許に関連する製品について、フランス市場の需要を満たすに足りる量の販売を行っていない場合。
- ・WTO 加盟国において製造された特許製品の輸入は、当該特許の実施とみなす。

利用関係の場合

- ・公共の利益のため、(i) 特許の付与から 3 年の期間を経過したとき、(ii) 又は出願の提出日から 4 年の期間を経過したときより前に行われなかった改良に関する特許の所有者の申請により、改良に関する特許の対象である発明の実施に必要な範囲において、また改良に関する特許の対象である発明が先行する特許と比較して相当な技術的進歩と経済的利点を有している限りにおいて、改良に関する特許の所有者に実施権を付与することができる。
- ・この場合、先行する特許の所有者は、裁判所に申請すれば、改良に関する特許に基づく実施権を付与される。

半導体の場合

- ・特許の対象が半導体技術の分野であるときは、強制実施権もしくは裁定実施権は、公共のため非商業的目的において、かつ裁判の結果若しくは行政訴訟において反競争的と宣言された慣行を改善する目的においてのみ、付与することができる。

(2) 行政機関による裁定実施権の付与

公衆衛生上必要な場合（第 613 条 16）

- ・「公衆衛生上必要な場合」とは、医薬、医薬を取得する方法、当該医薬を取得するのに必要な製品、又は当該製品の製造方法に対して付与された特許について、以下のいずれの場合をいう。
 - 公衆がこれらの医薬を量的若しくは質的に不十分にしか入手できない場合
 - 異常に高い価格でしか入手できない場合
- ・公衆衛生担当大臣の要求に基づく工業所有権担当大臣の命令により、職権による実施許諾権が付与される。

経済上必要な場合（第 613 条 18）

- ・工業所有権担当大臣は、第 613 条 16 に記載する特許以外の特許の特許権者に対して、国家経済の必要を満足させるために、当該特許を実施するよう命じることができる。
- ・特許を職権による実施権の措置に付す旨の命令が公告された日から、資格を有する者は誰でも特許を実施することについての許諾を受けるために、工業所有権担当大臣に願い出ることができる。
- ・この非独占的許諾は、工業所有権担当大臣の命令によって、支払われるべき実施料を除き、その存続期間及び適用範囲等の特定の条件については、固定条件に基づいて許与される。
- ・円満な合意が成立しない場合には、特許実施料の額は第一審裁判所が決定するものとする。

防衛上必要な場合（第 613 条 19）

- ・国は防衛上必要なときはいつでも、特許出願又は特許の対象である発明を実施することについて、その実施を国自体が行うか、それに代わって実施させるかに拘わらず、職権による実施許諾を得ることができる。
- ・この職権による実施許諾は、国防担当大臣の要請に基づく工業所有権担当大臣の命令によって許与されるものとする。この命令は、支払われるべき実施料の額を除き、許諾の条件を決定する。
- ・円満な合意が成立しない場合、実施料の額は第一審裁判所が決定する。
- ・審理は全て非公開で行われる。

2. 手続き等

○強制実施権付与のための手続き

（1）司法機関による強制実施権

- ・強制実施権の申請は第一審裁判所に提出される。
- ・申請者は、当該特許の実施の許諾を未だ受けることができないこと、及び真剣かつ効果的に当該発明を実施する立場にあることを証明しなければならない。
- ・特許権者がライセンスの条件として容認しがたい法外な条件を提示した場合には、ライセンスを拒絶したものとみなされる¹。

（2）行政機関による裁定実施権

- ・資格を有する者は誰でも、実施許諾を受けるために工業所有権担当大臣に願い出ることができる。

○強制実施権の付与の条件及びその変更

- ・強制実施権は、その存続期間、その適用の範囲、及びそれに対する実施料額などの特定の事項に関しては固定条件によるものとする。
- ・これらの条件は、特許権者又は実施権者からの申出があった場合は、裁判所の決定によって変更することができる。

¹ Decisions rendered by the Paris Court of Appeals on May 2, 1963, in *Ann. Propr. Ind.* 1963, p. 295, by the Toulouse First Instance Court on October 15, 1979, in *JCP ed. CI* 1980, II n° 19330, by the Paris First Instance Court on June 21, 1976, in *JCP* 1976, *Ed. CI*, II, n°12295.

○強制実施権の譲渡

- ・強制実施権及び裁定実施権は非独占的とする。
- ・強制実施権及び裁定実施権に付随する権利は、それが属する事業、企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。
- ・改良に関する特許の所有者に付与された実施権は、当該特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

○強制実施権の撤回

- ・強制実施権の所有者が実施権付与についての条件にしたがっていないときは、特許権者は、裁判所から当該実施権の撤回を取得することができる。

3. 強制実施権に関連した事例

(1) 司法機関による強制実施権に関連した事例

- ・不実施の場合
 - ・認められた事例 6 件² / 申請 9 件

<認められた事例>

SARL Standard Fabricators France v. Firme B. Thies (*Annales de la propriété industrielle* 1963, p. 295)

[判示事項]

- ・同法における不実施に係る強制実施権の付与の要件（3 年間フランス国内で実施していないこと等）を満たしているため、強制実施権の付与を認める。

[事件概要]

Standard Fabricators France は、第一審裁判所に対し、不実施に係る強制実施権の付与を申請した。本件では、強制実施権の発動のための要件を満たしているか、否かが争点となった。申請者は特許権者との交渉に真摯に取り組んだが、特許権者は法外な要求を行い、実質的に拒絶していた。本件では 1844 年法が適用された。

<認められなかった事例>

Société Réunionnais d'irrigation goutte à goutte v. Eckstein and Naan Mechanical Works (*PIBD* 1990 n° 484, III, 519)

[判示事項]

- ・申請者は、自分が当該発明の技術分野における当業者であることを立証しておらず、また当該特許製品を迅速に製造するための技術的手段も示していない。
- ・よって、強制実施権の付与のための要件である「真剣かつ効果的に当該発明を実施する立場にあることの立証」を十分に行っていない。

[事件概要]

SRIG は、Gershon Eckstein の特許について強制実施権を申請した。当該特許の専用実施

² 旧法（1844 年法及び 1968 年法）の下では、「輸入」は実施に当たらないとされていた。不実施による強制実施権が認められた事例のうち 4 件は、特許権者の輸入が実施に該当しないと判断され、強制実施権が付与された（*See, e.g., SARL Standard Fabricators France v. Firme B. Thies* (1963); *Baudot-Hardull v. Siemen et Hinsch* (1963); *Société Erika International v. Sato* (1979); *Paul Dahl v. Robert Bosch* (1983)）。現行法では、上記の通り、WTO 加盟国において製造された特許製品の輸入を実施とみなすことが明記されている。

権者であった Naan は、申請者はライセンスを得るために努力したことを十分に立証していないこと、当該特許はフランス国内で実施されていること、申請者には当該特許を実施する能力がないことを主張し、強制実施権の付与に反対した。

裁判所は、申請者がライセンスを得るために何か月にもわたって権利者と交渉を行ったこと、また、当該特許は外国で製造されておりフランス国内では製造されていないことを認定し、Naan の主張を退けたものの、上記のように述べて強制実施権を付与しなかった。

・利用関係の場合

認められた事例 0 件 / 申請 1 件

<認められなかった事例>

SARL Normandie Manutention v. Storck Nijhuis B.V.事件 (PIBD 1996, n°608, III,.175)

[判示事項]

- ・改良に関する特許の特許権者が、利用関係に係る強制実施権の付与の請求より前に当該改良発明を実施した場合は、特許権侵害に当たる。
- ・先行する特許と比較して相当な技術的進歩と経済的利点を有していることが十分に立証されていない。

[事件概要]

Stork Nijhuis は、Norman を自らの特許侵害で提訴した。これに対し、Norman は利用関係に基づく強制実施権の設定を請求した。

1994 年 2 月 22 日、パリ控訴裁判所は強制実施権の付与を認めなかったが、本件は最高裁判所に上告された。最高裁判所は、「先行する特許と比較して相当な技術的進歩と経済的利点を有しているか否か」という要件を厳格に検討した上で、上記のように判断して、パリ控訴裁判所の判断を支持し、強制実施権の付与を認めなかった。

(2) 行政機関による裁定実施権に関連した事例

- ・事例なし

4. 法改正の動向

- ・フランスでは 2001 年 11 月にクローン技術に関する生命倫理法の改正案が議会に上程され、現在も審議が継続している。本法案の一部では、公衆衛生上必要な場合の裁定実施権について、その対象を体外で行う診断方法等に拡大する改正が提案されているが、審議過程で条文修正等を含め議論が多く、採択の可否及び最終的な規定内容については予断できない。